

🍀 組合ご加入のご案内 🍀

いつも千代川においでいただき、ありがとうございます。

千代川漁業協同組合では新規組合員を随時募集しています。

千代川で釣りをされる方、内水面漁協の取り組みに興味のある方、当組合の組合員になって一緒に活動してみませんか♪♪

【組合員になる資格の条件】

- ① 千代川漁業協同組合の地区内「鳥取市（気高町、鹿野町、青谷町、福部町を除く）、八頭郡一円」に住所を有する人。
- ② 河川において水産動植物の採捕（釣り等）、または養殖および増殖（放流等）をおこなう人。1日でもあればOKです👍。

上記①、②の資格条件が両方揃えば加入条件はクリアです

正組合員と准組合員との違い

	正組合員	准組合員
1年間の採捕・増殖を行った日数	31日以上	1日以上30日以下
毎年の賦課金額	正・准組合員とも同額	正・准組合員とも同額
資格による権利	組合の理事・総代になれる資格有り	組合の理事・総代になれる資格無し

【組合員の加入申込方法について】

- ① 組合事務所に加入申込書がありますので、必要事項をご記入の上、署名・押印して以下の添付書類とあわせてご提出いただきます。

添付書類 1) 申込時その年の遊漁証（鮎・溪流どちらでも可）のコピー

2) 本人確認および住所が確認できる書類（運転免許証・健康保険証・住民票などのコピー）組合でもコピーできます

3) 申込時その年の採捕記録簿（採捕増殖をした日数等を記入していただきます）記録簿用紙は組合にあります

【組合員の加入申込書提出の期限】

- ① 毎年1月の理事会において加入の審査をおこないますので、出来るだけ前年の12月末頃までに組合へ提出してください。

【組合員の負担と提出書類について】

- ① 加入時に出資金をお支払いいただきます。（出資金は除名とならない限り脱退時にお返しします）
- ② 毎年総代会決議により賦課金をお支払いいただきます。（令和5年度実績7,000円。毎年総代会で賦課金額が決定します。）
- ③ 採捕記録簿を毎年記入して提出していただきます。（用紙は登録された住所に郵送します）

【遊漁料金と組合員行使料】

(料金は税込額)

魚種	漁法	一般遊漁者料金(円)	組合員行使料 (円)
あゆ・こい (やまめ・さくらます・いわな・あまご・さつきます・にじます※1) 漁法と併用可	※1) 竿釣 手釣 ヤス・タモ 徒手採捕	9,000円	その年度の賦課金のみ
やまめ さくらます いわな あまご さつきます にじます	竿釣 手釣 ヤス・タモ 徒手採捕	7,000円	その年度の賦課金のみ
あゆ・こい	投網	13,500円	その年度の賦課金+4,500円
	鶴川	55,000円	その年度の賦課金+27,500円
	川舟	33,000円	その年度の賦課金+22,000円

😊 漁法によってはお得感アリです 😊

県内に住所を有する75才以上、身体障がい者手帳所持の方は別料金
 溪流釣での投網は全面禁止
 詳しくは漁協HPの遊漁料金をご覧ください